

第6号様式（第10条関係）

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

報告者 住所  
氏名  
電話

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、匝瑳市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日 ※ 電気自動車等にあつては自動車検査証の登録日	年 月 日
※ 該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> 私の住民登録について市長が確認することに、 <input type="checkbox"/> 同意します。 ・ <input type="checkbox"/> 同意しません。 同意した場合は、添付書類の住民票の提出は必要ありません。	

下記を確認し、該当するものに

<input type="checkbox"/> 補助対象設備は、未使用品（電気自動車等にあつては新車）である。
<input type="checkbox"/> 補助対象設備は、各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。

（添付書類）

【共通】

- 補助対象設備の概要（第6号様式の2）
- 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）
- 住民票の写し（補助事業を実施する者が個人である場合のみ）
- その他市長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

【定置用リチウムイオン蓄電システム】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅が、別表第2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類

#### 【窓の断熱改修】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。）
- 補助対象設備を設置する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類

#### 【電気自動車等】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真(保管場所において撮影した写真)
- 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が、別表第2「電気自動車等」の項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類
- 自動車検査証記録事項の写し
- 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類

#### 【V2H充放電設備】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅が、別表第2「V2H充放電設備」の項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類

#### 【住宅用太陽光発電設備】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 電気事業者との特定契約を締結したことを証する書類の写し
- 既築住宅にあっては、住宅用太陽光発電設備を設置する住宅の建築工事が、当該住宅用太陽光発電設備の設置工事に着工する前日までに完了していることを証する書類
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「住宅用太陽光発電設備」の項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類